

第2章

東北農業の課題、
主要施策への取組状況

第2章

東北農業の課題、主要施策への取組状況

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

(1) 農地・農業施設の復旧状況

現状と課題

- 平成 23(2011)年 3月 11 日の東日本大震災発災から 12 年が経過し、様々な復興施策を講じるなかで、被災地の復興は大きく進展しました。
- 地震・津波被災地域では、第 1 期復興・創生期間内（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで）で住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、農林水産業においても、農地・農業用施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了したことから、復興の総仕上げの段階に入っています（図表 2-1、2-2）。
- 福島県の原子力災害被災地域においては、原発事故に伴う避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除される等、復興・再生が本格化しています。また、帰還困難区域についても、6 町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、令和 5 年 5 月 1 日の飯館村を最後に、全ての特定復興再生拠点区域で避難指示が解除されました。
- しかしながら、依然として多くの住民が県内外での避難生活を強いられている等、第 2 期復興・創生期間（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）においても多くの課題があります。
- 原子力災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生を進めるにあたって諸課題への取組を具体化し、着実に実施していくことが重要です。

図表 2-1 被災3県の農地・農業施設の復旧状況(令和5(2023)年3月末現在)

項目	被害状況 (岩手 宮城 福島)	復旧状況 (%)	備考
農地	津波被災農地(農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除く) 18,710ha	96% (17,890haで営農再開可能)	・令和 4(2022)年度は200haを復旧。 ・一部、大区画化ほ場整備を実施。
排水機場	主要な排水機場 96箇所	100% (復旧完了: 96箇所)	
農地海岸堤防	福島県の未査定3地区を含む 121地区	98% (復旧完了: 118地区)	・未着工地区は、福島県避難指示区域内。

図表 2-2 被災3県の農地の復旧状況と今後の見通し



資料：東北農政局作成

(2) 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

現状

原子力被災 12 市町村において営農を休止した耕地面積 17,298ha について、令和 7 (2025) 年度の営農再開目標を約 6 割、1 万 ha としています。これに対して、令和 4 (2022) 年度末時点の営農再開面積は、前年度から 645ha 増加し 8,015ha (営農再開率 46.3%) となっています (図表 2-3、2-4)。

避難指示解除の時期等により市町村の営農再開の進展に差があり、特に帰還困難区域がある町村では、営農再開はまだこれからという状況です。

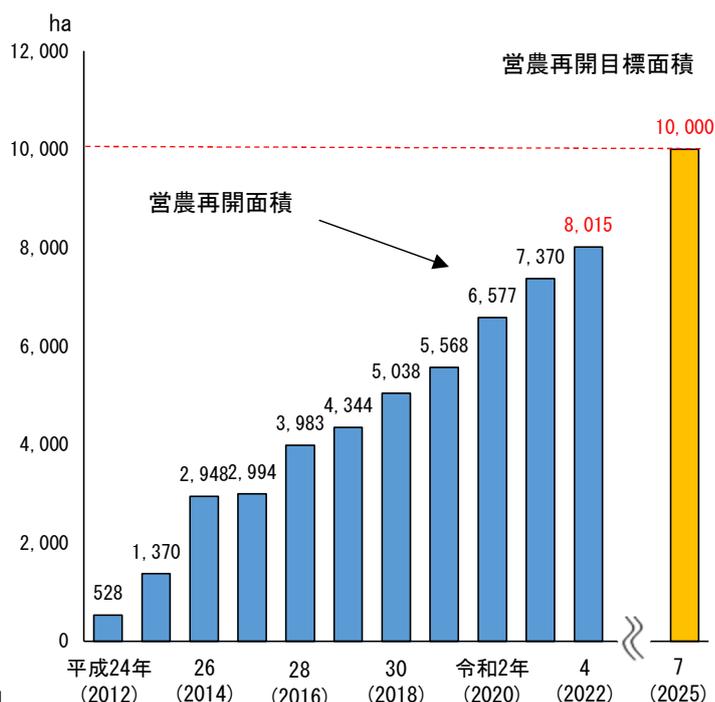
図表 2-3 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

市町村名	避難指示解除時期 ①	営農再開の状況		
		休止面積 ② (ha)	再開面積 (R5.3) ③ (ha)	再開割合 ④ (%)
広野町	-	269	229	85.1
田村市	H26.4.1	893	534	59.8
川内村	H26.10.1	605	357	59.0
楡葉町	H27.9.5	585	414	70.8
葛尾村	H28.6.12	398	117	29.4
南相馬市	H28.7.12	7,289	4753	65.2
川俣町	H29.3.31	375	237	63.2
飯舘村	H29.3.31	2,330	738	31.7
浪江町	H29.3.31	2,034	409	20.1
富岡町	H29.4.1	861	205	23.8
大熊町	H31.4.10	936	21	2.2
双葉町	R2.3.4	723	1	0.1
合計		17,298	8,015	46.3

資料：東北農政局作成

- 注 1：①避難指示解除時期は、1 回目の「避難指示区域」の見直しが行われた年月日を記載。
 2：②休止面積は、2010年世界農林業センサスより整理。
 3：③再開面積は、福島県調べ。南相馬市の再開面積は市全域。
 4：④再開割合は、③再開面積÷②休止面積。

図表 2-4 原子力被災 12 市町村の営農再開状況の推移



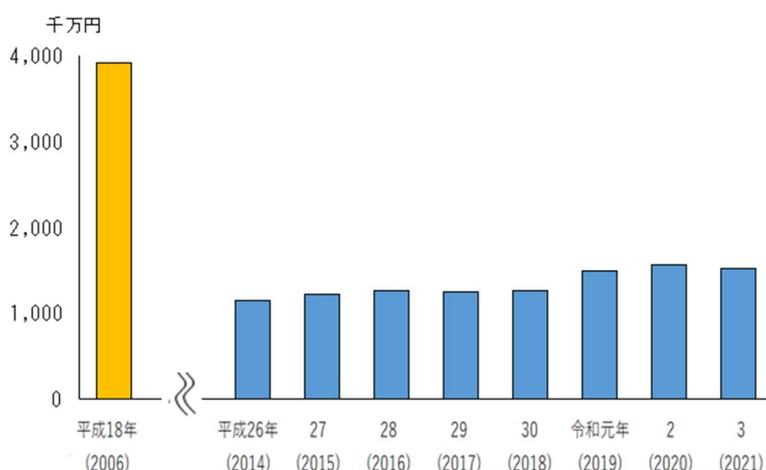
資料：東北農政局作成

注：各年の営農再開面積は、原子力被災12市町村の営農再開面積の合計。

また、原子力被災 12 市町村の農業産出額は、営農再開の進展に伴い回復基調にあるものの、震災前の 4 割程度にとどまっています (図表 2-5)。

営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、令和 3 (2021) 年度には福島県高付加価値産地展開支援事業を創設し、国産需要の高い加工・業務用野菜等の広域的な産地の創出に向けた拠点整備等を進めています。

図表 2-5 原子力被災 12 市町村の農業算出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：農業産出額 (市町村別) は、平成 19 (2007) 年度から平成 25 (2013) 年度まで作成していないことから、震災前の比較対象として、平成 18 (2006) 年度の値を記載。

原子力被災 12 市町村への人的支援

令和2(2020)年度から原子力被災 12 市町村に農林水産省職員を派遣し、それぞれの市町村の状況に応じた支援を行っています。また、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチーム（15名）をとみおかまち富岡町に設置し、派遣職員の活動等を機動的にサポートしています。

図表 2-6 原子力被災 12 市町村における派遣職員の取組

かんしょ（さつまいも）の作付拡大の推進（ならはまち檜葉町）

- ・ならはまち檜葉町では、県外企業の協力を得て、かんしょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、JAの檜葉町甘藷生産部会の設置を契機に新たな生産者の掘り起こしに取り組み、令和4(2022)年は40名が作付けを行い、町全体では45haまで作付面積が拡大。
- ・令和5(2023)年度から稼働の「ならはまち檜葉町特産品開発センター」を活用し、かんしょ、ゆず等の町内産農産物を活用した特産品の開発により、生産者の所得向上とさらなる生産者の拡大を図る。



かんしょ栽培指導の様子

ほ場整備計画の見直し（かわうちむら川内村）

- ・かわうちむら川内村では、営農再開に向け、県営でのほ場整備を計画（6工区、面積約60ha）。
- ・派遣職員は、事業採択に向け先頭に立って手続きや関係者との調整を行い、令和4(2022)年度に事業が採択。
- ・並行して、ほ場整備がより効果的になるように地区内を蛇行する河川の改修等、計画の見直しを提案し、その実現に向け関係機関、農業者との調整に尽力。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョン策定の支援（おおくままち大熊町）

- ・おおくままち大熊町では、令和4(2022)年度からの本格的な営農再開に向け「営農再開ビジョン」を策定。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会（町、県、JA、福島相双復興推進機構等で構成）の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、当該ビジョンのとりまとめに貢献。
- ・令和4(2022)年度は当該ビジョンの具体化に向けて、アンケート調査の取りまとめや町内外の担い手の営農再開に向けた調整に尽力。



町主催の座談会の様子

人・農地プランの実質化の取組（ひろのまち広野町）

- ・ひろのまち広野町では、令和2(2020)年度から人・農地プランの実質化に向けた取組を実施。
- ・派遣職員は、生産者への意向確認や中心経営体へのヒアリングを行い、プラン案を作成。地区座談会での話し合いをとりまとめ、令和3(2021)年度に町内全5地区の実質化を完了。
- ・人・農地プランの実質化を受け、農地中間管理機構を活用した農地集積の契約を推進中。



地区座談会の様子

取組事例 有限会社高^{たか}ライスセンター(福島県南相馬市^{みなみそうまし})

有限会社高^{たか}ライスセンターは、平成14(2002)年の設立以降、水稲、小麦及び大豆の生産と6次産業化に取り組んでいます。東日本大震災の直後は近隣の延べ500haにわたる農地の草刈りを受託し、農地の維持管理と従業員の給与確保に取り組みました。

2年3作のブロックローテーションと不耕起V溝乾田直播栽培の組み合わせにより、春作業のピーク分散や収量の安定確保を図り、長期休暇を可能とするとともに、連作障害や雑草抑制にも効果を発揮する等、他の農業者の模範的な取組を展開しています。

また、ドローンや収量測定機能付きコンバイン、自動操舵システム等を積極的に導入するとともに、ほ場管理システムを活用し、作業日報や年間作付計画、栽培履歴等を一元管理する等、作業を効率化しています。

さらに、設立当時から加工・販売している「多珂うどん」は、地域を代表する6次産業化商品です。

これらの取組が評価され、令和4(2022)年度には、農林水産祭天皇杯(農産・蚕糸部門)を受賞しました。



水稲→小麦→大豆のローテーション



施肥・播種作業の様子



6次産業化による代表商品「多珂うどん」

取組事例 農事組合法人13区営農組合(福島県飯舘村^{いいたてむら})

飯舘村^{いいたてむら}では、令和元(2019)年度から農地中間管理事業による農地利用集積の取組を開始し、令和4(2022)年度までに、村内9地区で計405haを集約し主要な担い手により営農が行われています。

住民帰還が進まず、担い手が極めて限られる中、農事組合法人13区営農組合は、地区内の営農再開を効果的に推進するため、令和元(2019)年10月に集落営農組合の有志6名で設立されました。農地中間管理事業を活用して集落内外の農用地120haを集積しながら、飼料作物(飼料用米、WCS用稲、牧草等)の生産を開始しています。

今後は新たにデントコーン、子実用とうもろこし等を生産し、村内の畜産農家との飼料と肥料の交換による耕畜連携を取り組む予定にしており、村内の自給飼料の生産拡大を通じて、更なる農地の集積拡大を目指しています。



乾田直播の生育状況



デントコーンの生育状況



農機具保管庫

(3) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた取組

「食べて応援しよう！」の取組状況

- 農林水産省では、被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」というキャッチフレーズの下、様々な取組を呼びかけています。

これまでに生産者や事業者等の努力により放射性物質を低減させる様々な措置がとられるとともに、食品中の放射性物質の基準値に基づいた出荷制限、作付制限等の措置により農畜産物等の安全が確保されてきましたが、被災地産食品の購入をためらう消費者は、現在も一定程度存在しています。そのため、消費者の正しい理解の促進を図ることを目的として、被災地産食品の販売フェアや社内食堂などでもこれらを優先的に利用しようという取組が、呼びかけに応じて広がっています。

- 全国の事業者等が実施しているこの取組をきっかけに、事業者が被災地の生産者を訪れ、生産現場の様子や生産者のこだわり、想いを情報発信することにより、生産者と消費者のココロをつなぐ産直通販等の新たな広がりも見られたところです。

農林水産省では、今後も被災地支援に取り組んでいきます。

「食べて応援しよう！ in 仙台」を開催

東北農政局では、平成 29(2017)年から岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が、^{せんだいし}仙台市で農林水産物や加工食品などを販売するイベント^{*}を開催してきました。

このイベントは、生産者と消費者が交流することで、消費者の被災地産食品に対する理解を深め、積極的な消費を促すとともに、風評払拭や産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援することを目的として行っています。これまでの開催で、延べ 165 の出店と約 3万5千人の来場者があり、生産者と消費者の交流が行われました。

また、職員を対象に、福島県浜通りを中心とした地域の農林水産物等の斡旋・販売などに取り組んでおり、令和 4(2022)年は仙台合同庁舎食堂において、^{おおくままち}大熊町産いちごがメニューの一品として提供されました。



令和 4(2022)年 7月に勾当台公園(仙台市)にて開催した「第 4 回食べて応援しよう！ in 仙台」の様子



飲食コーナーの様子

※ 令和 2(2020)年、3(2021)年は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、令和 4(2022)年 7月に「第 4 回食べて応援しよう！ in 仙台」を再開。